

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 16 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 3 日付け事務連絡）¹において、お示ししたところです。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の患者の多くの症例で、発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などが見られ、こうした症状を呈している方に対しては、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いしたところです。

また、秋冬に向けて発熱患者が増えていくことが考えられますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、医療機関、高齢者施設の入所者は、重症化リスクが高いことから、施設内感染対策の強化が重要となります。

このため、高齢者は重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きくなることから、特に、重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者の方々に、こうした症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をいただくよう、お願いいたします。

貴職におかれては、管内の医療機関等に周知いただくとともに、医療機関等から相談があれば、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。

¹ 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて（令和 2 年 8 月 3 日付け事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000656009.pdf>